



ONE ASIA LAWYERS

(第11回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

アフリカの若者と法人類学（2）

2025年8月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子（日本法）

ケニアのキクユ族には、新婚の男性が新婦の女性の家族に対して結納（「ルラシオ」）を送るという習慣があり、この習慣は都市化が進んだ現代社会でも未だに実行されている。欧米開発支援機関は「男性が女性をコモディティ化する文化なのではないか」と批判することもあるが、それでもこの習慣が（一部形を変えながら）つづく理由は何か。これは、慣習法に基づくルール設定と若者のエンパワメントの両側面から説明できる、きわめて「アフリカ」的で「法人類学」的な事例である。

若い女性たちが結納の慣習を受け入れ、今も継続している理由を聞いてみると、さまざまな答えが返ってきた。この慣習を「伝統だから」「家族の絆の強化になるから」という理由で受け入れている女性もいれば、「婚家に属する権利を確保するため一主に自身の墓をキープする権利を得るために」や「娘の将来のために」という女性もいた。選択肢などないという女性もいれば、反対に、同世代の女性たち主導で自助団体をつくって慣習ルールを変容させ、柔軟な方法で婚資を作り変えているケース（「Kamwereth／カムウェレソ」）もあった。

インタビューを通して分かってきたのは、世代間の縛りの存在と、若者主導での現代社会への適応だった。

もともとは牛やヤギで支払われていた婚資だが、今は金銭による支払いが相互補完的に取り入れられている。それだけではない。都市部で流行ってきてている女性による自助グループ「カムウェレソ」は、働いていて金銭的余裕のある若年女性たちが資金をプールし、夫婦間の支払いに代替する結婚資金を提供するという制度になっている。

こうして時代に合わせた変化を取り入れつつも、結納が結婚の正統性、さらに女性が「家」に属する権利を確保する上で不可欠な役割を果たし続けているのがケニアのキクユ族だ。では「そこまでして婚資の制度を続ける必要はあるのか」という問い合わせに対する答えが、その「世代間の縛り」のルールである。いわく、自分の母親がもらった婚資以上の婚資は、自分が結婚する際にも新郎に請求できない。この世代間ルールは何世代も昔からつづいているようで、つまり、「自分が結婚するときにルールを守らないと、娘



ONE ASIA LAWYERS

が結婚するときに娘は一ひいては受け取り手である自分たちは—この結納金をもらえない」という帰結に至るという、暗黙の了解が民族の中であるのだ。

結局、今を生きる若者ができることは、すでにある慣習を微修正することだけで、大きな変容ではないのではないかという見方もある。土地に根付いた価値観や規範意識が強く、ゆっくりと変容していく社会では、抜本的な変化は嫌われることが多い。日本がそうであるように。

上の世代と下の世代の考え方の違いが如実に出るのが家族観の形成である。では世代間の考え方の違いを埋めていくために若者たちはどのような動きをするのか。彼らの法や社会規範に対する考え方—「法意識」—はどのようなもので、どう変化しているか。こうしたミクロな法と慣習の適用のあり方を知るには、地に足のついた法と社会の研究が必要になってくる。法人類学が取り組むのはまさにそういう領域である。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著 者>



原口 侑子

One Asia Lawyers Group／弁護士法人 One Asia

日本法弁護士

2008 年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A 案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA 受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。

また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界 30 カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。

現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院（University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)）（<https://www.soas.ac.uk/>）（社会人類学修士課程）に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。